

要 望 書

鳥獣被害防止対策に関する要望



【露地野菜の鳥類による被害状況】

令和5年7月

熊 本 県 八 代 市

八代市における有害鳥獣による農林産物の被害は、生息環境の変化や耕作放棄地の増加、集落コミュニティの崩壊に伴う農村環境の変化等により、里山において鳥獣の生息区域と人間が居住する区域との緩衝地帯機能が減少したことで、被害が年々深刻化するとともに広域化しています。

このような状況を踏まえ、各地域においては、鳥獣被害防止のため地域で連携し、有害鳥獣の捕獲や侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるところですが、依然として有害鳥獣による被害は後を絶たない状況であり、近年では鳥類による農林水産物被害も深刻化してきております。

八代市においても、鳥獣被害防止総合対策事業の整備交付金による防護柵及びジビエ利用移設の整備及び、推進交付金による「シカ、イノシシ」や「カラス、カモ類、バン類」の捕獲、鷹匠による鳥類の追払い等に取り組み、有害鳥獣の計画的かつ総合的な被害防止対策に努めているところです。

また、本年度からは、八代市鳥獣被害防止計画に基づき、「シカ、イノシシ」や「カラス、カモ類、バン類」に加え「カワウ、ヒヨドリ」の捕獲を計画し、適正な生息数への削減を目指すとともに被害を

最小限に食い止めるよう捕獲対策を進めているところです。

このように鳥獣被害対策は、計画的かつ継続的に実施しなければ、被害の防止効果も限定的となり経済的な損失が増加するとともに、集落の維持機能が低下し、耕作放棄地が増加することで、鳥獣の棲みかとなって個体数が増加する等の悪循環を繰り返す状況となりかねません。

よって、鳥獣の被害防止対策を行っていく上において、鳥獣被害防止総合対策交付金の充実が必要不可欠なものであります。

つきましては、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算の充実・強化を図られますよう要望致します。

令和5年7月

八代市長 中村博生